

令和 8 年度

除雪ドーザ

(1 1 t 級、車輪式、汎用プラウ又はマルチプラウ付)

仕様書

西粟倉村

除雪ドーザ（１１ｔ級、車輪式、汎用プラウ又はマルチプラウ付）仕様書

概 要

この仕様書は、除雪ドーザ（１１ｔ級、車輪式、汎用プラウ又はマルチプラウ付）に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、道路除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性と、良好な操縦性能を有するものとする。

納入機は、昭和２６年運輸省令第６７号（以後の改正を含む。）「道路運送車両の保安基準」に適合するものでなければならない。

また、納入機は、適用される排出ガス規制に適合するものでなければならない。

ここに明記されていない箇所については、西栗倉村（以下「発注者」という。）と物品供給人（以下「受注者」という。）が協議のうえ決定するものとする。

１．性 能（ＪＣＭＡＳＴ００７性能試験）

（１）	除雪幅（アングル角３０度において）	2.8 m 以上
（２）	除雪能力（プラウ排雪）	2,500 t/h 以上
（３）	走行速度（前進） （後進）	30 km/h 以上 15 km/h 以上
（４）	最大けん引力	78.0 kN 以上
（５）	騒音レベル（オペレータ耳元、無負荷、機関最高回転速度、運転室扉窓密閉にて。測定方法はＪＣＭＡＳＨ０１１の機械定置時による。）	85 dB(A) 以下

２．主要諸元

（１）	全長（除雪装置地上、ストレート時） （プラウ接地、最大アングリング時）	7,700 mm 以下 9,000 mm 以下
（２）	全幅（車両単体）	2,600 mm 以下
（３）	全高（黄色灯火上端まで）	3,700 mm 以下
（４）	最低地上高	300 mm 以上
（５）	車両総質量	10,000 kg 以上 13,000 kg 未満
（６）	最小回転半径（最外側車輪中心）	5.5 m 以下
（７）	乗車定員	2 人

なお、「7. 付属装置及び付属品 7-2 車両総質量に含まないもの」以外の標準装備品及び車両に恒久的に装着するオプション装備は、本車両総質量に含むものとする。ただし、タイヤチェーン、床マットその他車両から取り外して携行するものは含まないものとする。

3. 車 体

(1) 機 関

形式	水冷、ディーゼル機関
定格出力（ネット）	85 kW 以上 (JIS D 0006-1、ISO 9249 又はこれらと同等の規格による値)

(2) 動力伝達装置

前後進、速度段の切換え操作が円滑にできる構造とする。また、駆動方式は総輪駆動式（4 輪駆動）とする。

(3) タイヤ

ラグタイヤとする。

(4) かじ取装置

車体屈折式とする。

(5) 運転室

構造は全鋼製密閉形とし、2 人乗りとする。

窓は、前面及び後面に冬用ワイパーブレードを装備すること。

4. 除雪装置

(1) 形 式

油圧式汎用プラウ又はマルチプラウ形とする。

(2) 能 力

切刃昇降範囲（ストレート時、切刃下端）	地下 100 mm～ 地上 3,000 mm 以上
アングリング角度	左右各 30 度以上
上昇速度（切刃下端、機関定格回転速度において）	500 mm/s 以上

(3) プラウ

構造	鋼板円筒曲面構造
全幅（ストレート時）	3,300 mm 以上
全高	1,000 mm 以上

そり	接地状態を調整できるそりを有すること
切刃	ストレート形平形刃先 (JIS D6101)

5. 計器類

(1)	速度計又は機関回転計	1 式
(2)	燃料計	1 式
(3)	アワーメータ	1 式
(4)	機関油圧計又は機関油圧警告灯	1 式
(5)	水温計	1 式
(6)	充電警告灯	1 式

6. 照明装置類

(1)	前方作業灯	2 灯以上
(2)	後方作業灯	2 灯
(3)	黄色灯火（散光式又は点滅式） 全幅 1,100 mm 以上	1 式

※ 黄色灯火及びプラウ幅灯（装備する場合）には、損傷保護ガードを取り付けること。

7. 付属装置及び付属品

7-1 車両総質量に含むもの

(1)	バックブザー	1 式
(2)	カーヒータ（温水式、デフロスタ付）	1 式
(3)	ウインドウォッシャー（電動式）	1 式
(4)	標識板（300 mm×570 mm 以上、車体後部取付）	1 式
(5)	アンダーミラー（後）	1 式

7-2 車両総質量に含まないもの

(1)	標準付属工具	1 式
(2)	取扱説明書	1 部

(3)	部品表	1 部
(4)	履歴簿	1 部

8. 塗 装

国土交通省建設機械塗装基準による。

9. 検 査

完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い、全般的な機能を検査する。

ただし、車両総質量については、本仕様書で定めたとおりであるかを、その内訳が判る資料により検査する。

検査に要する器具、人員等は受注者において準備するものとする。

10. 保 証

納入後 1 箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、受注者は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定めた保証期間が 1 箇年以上にわたる場合には、それを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、発注者と受注者が協議のうえ、受注者に無償修理を行わせることがある。

11. その他の事項

11-1 製造期日等の指定

納入機は新品でなければならない。

11-2 灯火の取付方法の指定

黄色灯火の取付方法は、次のとおりとする。

イ) 黄色灯火の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について」（昭和 55 年 6 月 5 日付け、建設省機発第 473 号。以後の改正を含む。）に準じるものとする。

ロ) 黄色灯火は、運転室又は作業装置上部に堅固に取り付け、黄色灯火の重量及び振動に耐えるよう、取付部分に必要な補強を行うものとする。

11-3 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

11-4 緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請・届出については受注者が行うものとする。

ただし、これにより難い場合は発注者の指示を受けるものとする。

11-5 諸費用等

入札価格には、車両本体、除雪装置、本仕様書に定める付属装置・付属品及び追加装備、塗装・文字表示、納車に要する輸送費並びに車両登録、基準緩和申請及び道路維持作業車の申請・届出に係る手続費用その他納入に必要な費用を含むものとする。

ただし、自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税及び自動車リサイクル法に基づくリサイクル料金は、入札価格に含めないものとする。

前項の費用を受注者が立替えて支払った場合は、実費額を車両代金と区分して発注者に請求するものとする。

11-6 部品供給

納入後 10 年間以上、交換部品の供給が可能であること。

12. 購入する除雪機械の文字の表示について

12-1 「機械番号」の表示

1) 表示内容

機械番号を塗装・シール等により表示することを原則とする。

2) 表示位置

① 本体部 両側面の適当な位置（発注者の指示を受けるものとする）。

② 除雪装置 両側面の適当な位置（発注者の指示を受けるものとする）。

12-2 地方公共団体名の表示

地方公共団体名の表示は、機械の大きさや構造等を考慮して、なるべく大きく記入するものとする。また、機械の前後についても記入スペース、標識等を考慮して可能な限り記入すること。

表示内容は、地方公共団体名「西栗倉村」を車体に表示する。

12-3 機械名の表示

機械名の表示を、機械の大きさ、構造等を考慮して記入すること。

12-4 メーカー名、型式等の表示

上記 3 項目以外のメーカー名、型式等の表示は、なるべく小さくかつ少なくすること。

12-5 実施時期

新規購入機械は、除雪車納入時からとする。

※ 詳細については、発注者が協議して受注者に指示する場合もあるので注意すること。

※ 疑義を生じた場合、また記載されていない事項がある場合は、発注者と協議するものとする。

除雪ドーザ（11t級、車輪式、汎用プラウ又はマルチプラウ付）

オプション装備

3. 車 体

(3) タイヤ

形 式 スノータイヤ（本仕様書「3. 車体（3）タイヤ」に代えて適用）

(5) 運転室

窓 (前・横・後)熱線入り (自動停止機能付き)

冬用ワイパーブレード付き

5. 計器類

運行記録計（アナログ式（45 km/h 以上、7 日計）又はデジタル式） 1 式

6. 照明装置類

プラウ幅灯 2 灯

後方確認用作業灯（LED 式、ハロゲン 60W 相当以上の照度） 2 灯

7. 付属装置及び付属品

タイヤチェーン（Sラグ付ラダー型）ワイヤーバンド付 1式

床マット 1 式

振動抑制装置 1 式

カーヒータ・エアコン 1 式

熱線入りバックミラー 左右各 1